

西尾市 通所介護相当サービス(独自)サービスコード表

令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	÷ 30.4日	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2				3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割			3,621単位	日割の場合	÷ 30.4日	119単位	119
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436単位	436	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447単位	447	1回につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算		-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算		-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算		-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算		-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住 する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算		-94		1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算		150	1月につき	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算		160		
A6	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480単位加算	480	1月につき	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2				事業対象者・要支援2	48単位加算		48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算		100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算		20		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算		5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超				41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超				83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単 位数	算定単位
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	看護・介護職員 が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		313	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。